

# 引っ越し時の 手続き

**見方**  
**厚** 厚別区役所で手続き  
**新** 新住所地の区役所で手続き  
**不要** 手続きが不要

<青字>は手続きに必要なもの  
 届出人の本人確認書類 = 免許証、保険証など  
**詳細** 厚別区役所 ☎895-2400 (代表)

項目	窓口	担当	転出（札幌市外へのお引っ越し）	札幌市内・厚別区内での転居
住民登録 （住民票の異動）	1階 ⑥番	戸籍住民課	<b>厚</b> 転出先の住所を確認して転出届を提出 <届出人の本人確認書類> ⇒転出証明書が発行されます	<b>新</b> 転居後14日以内に転入・転居届を提出 <届出人の本人確認書類> ※新住所は、○番○号、または○番地○（枝番）まで必要
印鑑登録			<b>不要</b> 転出届により自動的に廃止 印鑑登録証を返還または自分で破棄	<b>不要</b> 転入・転居届により自動的に住所が更新
転校（小・中学校）			今までの学校から在学証明書をもらい、転出先の市町村で手続き	<b>新</b> 転入・転居届により入校票を発行しますので、在学証明書とともに新しい学校で手続き
国民健康保険 後期高齢者医療制度	1階 ⑨番	保険年金課	<b>厚</b> 転出前に脱退の届け出 <保険証>	<b>新</b> 転居後14日以内に住所変更の届け出 <保険証>
介護保険			<b>厚</b> 転出前に資格喪失手続き。認定を受けている方は、受給資格証明書の交付を受けてください <保険証または資格者証>	<b>新</b> 住所変更の届け出 <保険証または資格者証>
国民年金 加入者	1階 ⑩番	保険年金課	第1号被保険者と任意加入者は新住所地で住所変更の届け出	<b>不要</b> 転入・転居届により自動的に更新
			第3号被保険者（厚生年金・共済年金の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）は、配偶者の勤務先を通じて年金事務所に届け出 新住所を管轄する年金事務所にお問い合わせください （住民票コード収録状況により、届け出が不要となる場合があります）	
子ども手当	2階 ③番	保健福祉課	<b>厚</b> 転出前に、受給事由消滅届の提出 <転出証明書>	<b>不要</b> 転入・転居届により自動的に住所が更新
児童扶養手当 特別児童扶養手当	2階 ④番		<b>厚</b> 住所変更の届け出 <手当証書> ※新住所地で住所変更の届け出が必要	<b>新</b> 住所変更の届け出 <手当証書> <児童扶養手当のみ、賃貸借契約書など>
各種医療費の助成 （子ども・重度心身障害・ひとり親家庭）	2階 ②・③番		<b>厚</b> 転出前に受給者証の返還	<b>新</b> 住所変更の届け出 <受給者証>
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	2階 ⑦番		<b>厚</b> 交通費助成を受けている方は、福祉乗車証などの返還⇒2階⑤番窓口へ ※新住所地で住所変更の届け出が必要	<b>新</b> 住所変更の届け出 <身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳>
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当			<b>厚</b> 住所変更の届け出 <印鑑> ※新住所地で住所変更の届け出が必要	<b>新</b> 住所変更の届け出 <印鑑、身体障害者手帳・療育手帳>
敬老手帳（65歳以上の方）	2階 ⑤番		<b>不要</b> 敬老手帳を返還または自分で破棄	<b>不要</b> 手帳に新住所をご記入ください
敬老優待乗車証 （70歳以上の方）			乗車証を返還または自分で破棄 <b>厚</b> 未使用の乗車証については、納入金を返還請求できます	<b>不要</b> そのまま利用できます
固定資産税	—	土地や家屋などの資産が所在する市区町村で住所変更の届け出（電話でも可） ※厚別区・白石区にある土地・家屋は、東部市税事務所固定資産税課（土地担当 ☎802-3917・家屋担当 ☎802-3918）		
原動機付自転車 （125cc以下） 小型特殊自動車	中央市税事務所 軽自動車税担当 ☎211-3076	廃車届の提出 <印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書、届出人の本人確認書類>	<b>不要</b> 転入・転居届により自動的に住所が更新	

戸籍住民課窓口の受付時間延長（午後7時まで）  
**3月26日（月）～30日（金）、4月2日（月）**

広告